

KULS ニュースレター No. 58

INDEX

ーリーガルクリニックA 特集号ー

- リーガルクリニックAの開催について
- 法の支配の国民的浸透を目指してーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージ
- 受講者 エッセイ

- 平成26年度リーガルクリニックAの開催について ●

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月13日から16日の3泊4日の旅程で、種子島の西之表市、中種子町、南種子町を相談会場として実施しました。

本学による種子島で法律相談は、平成23年以来4年ぶり延べ9回目となります。

1月の広報の開始から寄せられた予約案件と当日の飛び込み案件を含め、西之表市で12件、中種子町で7件、南種子町で7件、合計26件の相談に対応しました。

参加学生は本学より5名。この科目を「リーガルクリニックII」として共同開講としている九大法科大学院からも学生7名の学生が参加し、合計12名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、坂本正幸准教授、村山大輔講師、



【種子島簡易裁判所で島の司法状況を伺いました。】

宮路真行講師の各弁護士、米田憲市教授、南由介准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、西之表市役所、中種子町役場、南種子町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話いただきました。

学生達は相談の準備や相談会場の設営、相談者とのコミュニケーションを通じて、法律問題が社会生活の他の側面と強く結びついていることや、また司法制度の動態について、多くを吸収してくれたと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象ともなっており、京都産業大学の草鹿晋一教授、専修大学の飯考行准教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、香川大学の大山准教授、清淵准教授も参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、牛鼻真紀子事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

学生たちは、よく統制の取れた行動を通じて現地で発生する種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できたと思います。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

● 受講者 エッセイ ●

上温湯 あかね さん

法律相談の事前の先生方の説明で、「相談者の方々の中には、法的に有効な解決策が無いとしても、相談に満足して帰って行かれる方もいらっしゃいます。」といったお話があった。私は、そのお話を聞いた段階では、「そうは



【法律相談に臨む宮路真行弁護士(中央)と学生(イメージ写真)】

●法の支配の国民的浸透を目指して●
ーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージー

1 はじめに

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所（福岡）に勤務する、弁護士西村幸太郎と申します。この度、リーガルクリニックAに参加させていただきました。

2 参加の経緯

法の支配を国民的に浸透させることは、今なお、法曹界における大きなテーマです。私が所属する事務所は、司法過疎偏在問題に正面から取り組む事務所であり、法の支配を浸透させる上で、その存在意義は大きいと自負しております。

鹿児島大学及び九州大学のロースクールが、毎年、離島における法律相談を行っている聞き、上記問題意識を実感する上で非常に意義のある活動であると、感銘を受けました。そこで、私も、是非とも参加したいと希望し、参加させていただきました。

3 活動の内容

学生が中心になり、種子島の各役所にて、法律相談を行いました。弁護士が同席し、適宜、事情聴取やアドバイスを行いますが、基本的には、学生の自主性に委ねます。皆、初めての体験で、緊張しながらも、懸命に取り組んでいました。

島内は、都心部とは異なり、閉鎖的な空間であり、噂が広まるのも早いです。そのため、相談者は、相談した事実すら知られたくないという要望をお持ちです。学生は、相談者が相互に顔を合わせないようにする、敢えて出入口を分かりにくくするなど、法律相談に行っていることを周りから悟られないようにする配慮を行っていました。島の実情をよく勉強し、配慮が行き届いており、感心しました。

法律相談の内容も、バラエティーに富んでいます。私が福岡で受ける相談は、債務整理か離婚が圧倒的に多いのですが、この2日間では、放送権、特許、相隣関係、涉外、建築請負、相続、債務整理、離婚、その他雑多な相談が寄せられました。過疎地に赴任する弁

言っても、有効な解決策が提示できないとなるとやはり気まずいのではないかと感じる気持ちがあった。しかし、実際に法律相談に行った後には、そういうことが腑に落ちたように思う。

法律相談を希望する人々を見ていると、必ずしも「法律による」問題の解決を望んでいるわけではない。「自分の頭だけで考えた時には二進も三進もいかないような問題でも、法的な視点から見れば、解決の糸口が見つかるかもしれない。」と考えていることもある。ある問題が起こった時、それがまさに法的な問題であるか、法的には対



西村 幸太郎 弁護士(写真中央)

護士には、ゼネラリストとして、どんな案件にも一定の対応ができる能力が求められていることを痛感しました。

学生にとっても、私にとっても、非常に学ぶところの大きい企画であったと思います。

4 おわりに

「試験なんて、法律相談と同じ。相談者は、回答を求めてやってくる。弁護士は、限られた時間で、これを的確に掴み、一定の回答を与えなければならない。同様に、試験では、出題者からの問いがあり、回答者は、限られた時間で、これを的確に掴み、一定の回答を与えればよい。」

私のロースクール時代、大変優秀な成績で合格した先輩からのアドバイスです。

学生は、相談者が、何を求めているのか、一生懸命考えたはず。これに対し、自分の知識を総動員して、何らかの回答を与えようとしたはず。限られた時間で、相談者に満足して帰ってもらおうとしたはず。毎日が慌ただしく、自分のことで手一杯だとは思いますが、今やっている勉強は、相談者に満足してもらうため（試験であれば出題者に満足してもらうため？）に行っているのだと発想を転換して、日々の勉強に取り組んでいけば、何かを掴むきっかけになるかもしれません。

参加した皆様、大変お疲れ様でした。学生の皆さんには、この経験を、試験にも将来の実務にも活かしながら、頑張ってくださいと思います。

処のしようのない問題であるのかは、法律に親しまない人々にとっては区別がつきにくい。だから、「もしかすると法的に解決できる問題なのかもしれない。」と期待して、法律相談に行く。そういった相談者の場合、「これは法的には解決できない問題である。」と分類されれば、それで目的は達成される。法律家に相談する前には漠然として捉えどころのなかった問題の正体が、少しはつきりするからだ。

そういった様子を目にして、私は、「なるほど法律相談というのは総合診療科のようなものなのだ。」と考えた。

何か体におかしいものがあるときに、素人には、それを解決できるのが内科なのか外科なのか、それとも他のところなのか分からない。なんだかよく分からないものがなんだかよく分からないまま置いてあると不安で仕方がない。その不安をどうにかしてほしくて総合診療科に向かうと「内科の問題ですね。」と言われるから、「なるほど内科に行けばいいのだな。」と安心して内科に行くことができる。別にそこで完治させてもらおうとは思っていないのだ。

そう思うとようやく、「法的な解決策が提示できなくともよい。」ということが腑に落ちた。法律相談とは、そういう役割も持つものなのだ。先生方から再三再四説明していただいて分かった気になっていたのだが、百聞は一見に如かずというところだった。

宮戸 克彰 さん(九州大学)

今回、私は「リーガル・クリニック」という実習に参加して初めて離島における無料法律相談という経験をすることが出来ました。この実習を選択した動機は、友人に誘われ他の選択科目より効率的に単位を取得できるかもしれないといった浅薄なものによるものでした。実習を経験した今になって振り返れば、自身の身勝手な動機が大変恥ずかしく、また、深刻な悩みを抱えて相談に来ていただいた相談者の方たちに大変申し訳ない気持ちで一杯です。そもそも私がこのような動機しか有せなかった理由は、この実習に参加するまで、相談に来る離島の住民の方たちの悩みを「どうせ小さい島に相應しい小さい悩み事なのだろう。」と軽く考えていたからです。

しかし、今回、種子島にて相談者が抱えてきた深刻な悩みを伺っているうちに、私の考えが全く間違っていることに気付きました。債務整理や相続問題、境界画定の争い等、離島においても多種多様な案件があり、国内法規のみならず外国の法規の適否が問題になる案件まであることが分かりました。実習後、ある弁護士先生も懇親会で言われていましたが、事務所のある福岡市内では借金の整理や破産手続など似たような事例が多いのに対

して、ここ（種子島）で受けた相談は市内ではほとんど受けられないような相談事例が多く、幅広い相談に応じることが出来る能力がここでは必要であることに気付かされた、という言葉が印象的でした。種子島を含め離島でも市内と変わらない、また狭い地域社会で噂が簡単に広まり易いといった周辺事情などもあって、市内以上に住民が抱える悩みは深刻で重大であることが多いということに気付きました。

このように、私の実習に参加した動機は情けないものではありませんでしたが、思いもかけない発見があったことは貴重な経験でした。相談事例についてだけでなく法律相談に応じる弁護士先生に対して新しい発見がありました。例えば、上記のような住民の抱える相談に対して、弁護士の先生方が、緊張した面持ちでいる相談者の悩みを笑顔で受け入れ、相談者の緊張を徐々に解きほぐしながら相談者自身も混乱している事実を整理していく様子は、当初私が抱いていた、上からモノを言う偉そうなイメージの弁護士像とは異なり、大変新鮮で驚きでした。

離島での実習に際して、相談者のプライバシーの確保を図るために相談室の配置や担当する相談事例の事前の準備など大変な部分もありましたが、この実習にて私が受けた影響は小さくなく、学習する上で机上の問題に対する姿勢が少し変わったように思えます。実際、実習後にゼミの仲間と平成24年新司法試験の過去問（民法）を解いていたところ、これまで相続関係という択一式の問題しか想定できず、論文では苦手意識があったのですが、（ちょっと恥ずかしいのですが）相談者の顔が浮かび、事実を読みながら、「相続人が複数いるみたいだけど、ちゃんと遺産分割はしたのかな？共有のままなのかな？」などと考える自分がいることに気付きました。今まで事実を平面的にしか読めていなかったのが、少し立体的に読めるようになったのです。これは実習前には出来なかったことでした。

この実習が司法試験合格に直結するものではないとしても、今回の実習における経験が合格に果たす役割は小さいものではないと思います。また合格後に経験すべきことを既に経験したのですから、合格後の果たす役割は、

いわずもがなでしょう。

実習に参加した動機は恥ずかしく大いに反省すべきものでしたが、このような実習に参加させていただいたことは大変有り難いものでした。

敷根 なつき さん

今回、初めて法律相談というものに立ち会いました。実際の相談の事案は試験問題と違い、予約段階では事実は少ないため、事前検討では自分で想像して、いろんな選択肢を準備しておかなければならないことになりすが、それができませんでした。

特に、解決方法について、複数の方法を思いつかなかったときは、自分は、訴訟をできるか否か、請求できるか否かについてしか、今まで考えてこなかったのだなと気づきました。

法律相談の前は、相談者を怒らせたりしたらどうしようか等、不安でいっぱいでした。しかし、相談者の方が私の質問を待っていてくれる優しい方だったので、予想していたよりも、落ち着いて質問ができました。その一方で、翌日の相談者の方は、苦労話等を矢継ぎ早に話されて、正直、どのように話を切ればいいのか、そもそも切っていいものなのか判断ができなかったため、相談者の方によって、対応を変えなければならない大変さを知りました。

法律相談では、弁護士の先生の対応を間近で見ることができたことが、とても勉強になりました。印象に残ったのが、先生方が相談者の方の人柄に注目されていたことでした。相談者に助言をするためには、どんな事実があるのかが重要だから、私はそれしか見ていなかったのですが、先生が人柄の話をする時、先生と相談者との方との距離が縮まった気がしました。それだけでなく、この時に初めて、私たちが学んでいる六法の条文の先には、人がいるということも実感できましたし、弁護士の先生方が試験問題のXさんは自分に相談してきたと仮定して解くとおっしゃっていた意味も本当の意味で分かった気がしました。

また、先生方が相談者の方に助言をするだけでなく、熱心に自分の想いを伝える姿を見て、これが弁護士という職業なのだ、改めて尊敬しました。それに、短時間、相談者の方が納得する助言を出す素晴らしい先生方に、講義やゼミ等でご指導を受けられることが、どんなに恵まれているのかを再認識しました。

種子島には頼母子があつたり、同じ集落の人に信用してたからと簡単にお金を貸してしまうことに、驚くところもあったけれど、法律相談に来られた方々のように、私たち学生が、法律相談として、相談者の方があまり人には知られたくないことを聞くことを了承してくれる心の広い方がいてくださったからこそ、貴重な体験をすることができたと思います。

協力していただいた種子島の方々に本当に感謝します。



【受付を行いつつ、相談内容を再確認】

野口 大 さん(九州大学)

ある相談者がとても不安そうな顔で会場に入ってこられた。その方は、弁護士に相談することも初めてでとても不安である、と私に述べられた。相談が終わるとその方は、背筋を伸ばし、笑顔で帰っていかれた。法律相談を行った2日間で、学生はこのような場面を何度も目にしたはずである。相談中、ほぼ何もできなかった私は、弁護士の先生すげー！カッコいい！と思うと同時に、次は実務家としてこのリーガルクリニックに参加し、リベンジ（恩返し）をしたいと決意した。

今回のプロジェクトで私が学んだことは3つある。1つ目は、自分の個性を生かして相談者のためにベストをつくすこと。先生方はそれぞれ違うスタイルで、相談者の状況を明らかにし、最適な処方箋を出されていた。私は相談者に合わせる大切だと思っていたが、自分に合ったスタイルで相談者と向き合うことも大切だと感じた。

2つ目は、何事もひとりで成し遂げることはできないこと。会場設営や運営も含めて、参加した全員が気持ちをひとつにして取り組んでいたと思う。私自身、ゼミ以外ではひとりで勉強する機会が多い。だからこそ一人で完結する仕事などないということを特に意識して学修や普段の生活に取り組まなければならないと改めて思った。

3つ目は、離島の司法サービスを充実させる必要性が高いこと。今回の相談では、離島特有の問題というよりも、どこの地域にいても起こりそうな事案が多かったと思う。そうだとすれば、なおさら司法サービスにアクセスしにくいのは問題であるのではないだろうか。

以上の経験を踏まえ、私には今後2つの仕事があると思っている。一つは、この経験を参加しなかった他の学生にシェアすること（もちろん、守秘義務の範囲内で）。もう一つは、このイメージと問題意識を持って学修に励み、次はこのリーガルクリニックに実務家として参加することである。最後に、このような貴重な経験の機会を与えてくださった関係各位、種子島の相談者の皆様に深く感謝いたします。



【相談日前日に行われる事前検討会の模様】



【相談後の事後検討会の模様】